

総括表 身体障害者診断書・意見書 (障害用)

氏名		生年月日	明・大・昭・平	年	月	日	男・女
住所	〒		電話				
① 障害名 (部位を明記)	障害の状況及び所見別紙のとおり						
② 原因となった 疾病・外傷名	交通、労災、その他の事故、戦傷 戦災、疾病、先天性、その他 ()						
③ 疾病・外傷発生年月日	年	月	日	場所			
④ 参考となる経過・現症 (エックス線及び検査所見を含む。)							
障害固定又は障害確定 (推定) 年 月 日							
⑤ 総合所見							
[将来再認定 要・不要] [再認定の時期 年 月]							
⑥ その他参考となる合併症状							
上記のとおり診断する。併せて下記の意見を付す。 平成 年 月 日							
病院又は診療所の名称 所在地 電話番号 診療担当科名							
科 医師氏名 印							
身体障害者福祉法第 15 条第 3 項の意見 [障害程度等級についても参考意見を記入すること。]							
障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・該当する (級相当) ・該当しない							

- 注 1 障害名の欄には現在起こっている障害、例えば両眼失明、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病の欄には角膜混濁、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を具体的に記入してください。
- 注 2 障害区分や等級決定のため、地方社会福祉審議会から改めて障害の状況及び所見について問い合わせる場合があります。
- 注 3 下欄には、記入しないでください。

障 害 名		障害・不自由	級	項
	重 複 障 害	障害・不自由	級	項
		障害・不自由	級	項
		障害・不自由	級	項
		障害・不自由	級	項

小腸の機能障害の状況及び所見

身長	cm	体重	kg	体重減少率 (観察時間)	%
----	----	----	----	-----------------	---

1 小腸切除の場合

- | | | | |
|-----------|----------|-----|----|
| (1) 手術所見： | ・切除小腸の部位 | ・長さ | cm |
| | ・残存小腸の部位 | ・長さ | cm |

＜手術施行医療機関名関係 (できれば手術記録の写を添付する)＞

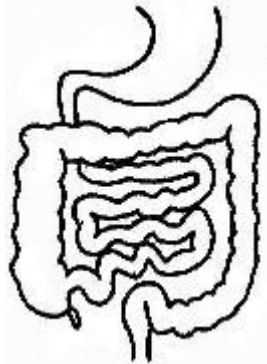
- (2) 小腸造影所見 ((1)が不明のとき) — (小腸造影の写を添付する)
 推定残存小腸の長さ, その他の所見

2 小腸疾患の場合

病変部位, 範囲, その他の参考となる所見

(注) 1及び2が併存する場合はその旨を併記すること。

[参考図示]



切除部位
病変部位



3 栄養維持の方法 (該当項目に○をする。)

① 中心静脈栄養法：

- | | |
|---------------|--------------|
| ・ 開始日 | 年 月 日 |
| ・ カテーテル留意部位 | _____ |
| ・ 装具の種類 | _____ |
| ・ 最近6か月間の実施状況 | (最近6か月間に 日間) |
| ・ 療法の連続性 | (持続的・間歇的) |
| ・ 熱量 | (1日当たり Kcal) |

② 経腸栄養法：

- ・ 開始日 年 月 日
- ・ カテーテル留意部位
- ・ 最近6か月間の実施状況 (最近6か月間に 日間)
- ・ 療法の連続性 (持続的・間歇的)
- ・ 熱量 (1日当たり Kcal)

③ 経口摂取：

- ・ 摂取の状態 (普通食, 軟食, 流動食, 低残渣食)
- ・ 摂取量 (普通量, 中等量, 少量)

4 便の性状：(下痢, 軟便, 正常), 排便回数 (1日 回)

5 検査所見 (測定日 年 月 日)

赤血球数	/mm ³ ,	血色素量	g/dl
血清総蛋白濃度	g/dl,	血清アルブミン濃度	g/dl
血清総コレステロール濃度	mg/dl,	中性脂肪	mg/dl
血清ナトリウム濃度	mEq/l,	血清カリウム濃度	mEq/l
血清クロール濃度	mEq/l,	血清マグネシウム濃度	mEq/l
血清カルシウム濃度	mEq/l		

(注)

- 1 手術時の残存腸管の長さは、腸間膜付着部の距離をいう。
- 2 中心静脈栄養法及び経腸栄養法による1日当たり熱量は、1週間の平均値によるものとする。
- 3 「経腸栄養法」とは、経管により成分栄養を与える方法をいう。
- 4 小腸切除(等級表1級又は3級に該当する大量切除の場合を除く。)又は小腸疾患による小腸機能障害の障害程度については再認定を要する。
- 5 障害認定の時期は、小腸大量切除の場合は手術時をもって行うものとし、それ以外の小腸機能障害の場合は6か月の観察機関を経て行うものとする。